

第6章 環境影響評価項目の選定等

第6章 環境影響評価項目の選定等

1 環境影響要因の抽出

環境影響の予測及び評価にあたっては、環境配慮計画書の予測・評価結果を踏まえ、また、対象事業の計画内容、計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮し、事業実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出のうえ、「地域環境管理計画」に掲げられている環境影響評価項目の中から、環境影響の調査、予測及び評価を実施する項目の選定を行った。

環境影響要因の抽出結果は、表6-1に示すとおりである。

なお、供用時の施設関連車両の走行による影響については、廃棄物処理施設の能力が既存施設と同等以下であり、ごみ関係車両の台数は平日が最大であり車両の台数及び走行経路は現況と同様であること、及び休日もごみ搬入を行うが、ごみ関係車両台数は著しく増加しないことから、評価項目として選定しないものとした。

表6-1 環境影響要因の抽出結果

対象時期	環境影響要因	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
供用時	施設の存在	緑の回復育成
		建築物等の存在
	施設の供用	施設の稼働
		排ガスの排出
	廃棄物の貯留	

2 環境影響評価項目の選定

本事業の環境影響要因と環境影響評価項目の関連は、表6-2に示すとおりである。また、選定等の理由は、表6-3(1)～(6)に示すとおりである。

表6-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連

環境影響評価項目		環境影響要因		工 事 中			供 用 時			
				建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	施設の存在		施設の供用	
							緑の回復育成	建築物等の存在	施設の稼働	排ガスの排出
大 気	大 気 質		●	●					●	
	悪 臭								●	●
	上記以外の大気環境要素									
水	水 質	公共用水域								
		地 下 水								
		水 温								
	底 質									
	水 象	水量・流量・流出量								
		湧 水								
潮 流										
上記以外の水環境要素										
土	地形・地質	土砂流出								
		崩 壊								
		斜面安定								
	地 盤	地下水位								
		地盤沈下								
		変 状			●					
土壌汚染				●						
生 物	植 物									
	動 物									
	生 態 系									
緑	緑 の 質					●				
	緑 の 量					●				
騒音・振動・ 低周波音	騒 音		●	●				●		
	振 動		●	●				●		
	低周波音							●		
廃棄物等	一般廃棄物							●		
	産業廃棄物				●					
	建設発生土				●					
構造物の影響	景観（景観、圧迫感）						●			
	日照阻害						●			
	テレビ受信障害						●			
	風 害									
地域社会	コミュニティ施設									
	人と自然とのふれあい活動の場									
	地域交通	交通混雑、交通安全		●						
		地域分断								
歴史的文化的遺産										
安 全	火災、爆発、化学物質の漏洩等							●		
温室効果ガス								●		

は、選定した項目を示す。

表 6-3(1) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由または選定しない理由																					
大気質	○	<p>計画地近傍は、北西、北東側の一部に戸建住宅や中層住宅がみられ、その他は鉄道、余熱利用市民施設等となっている。計画地は現在、既存の堤根処理センターが存在している。</p> <p>計画地及びその周辺における主な発生源としては、稼働中である既存の堤根処理センターのほか、県道川崎町田線や一般国道15号等を走行する自動車交通があげられる。</p> <p>計画地に最も近い一般局である川崎測定局における平成30年度測定結果は、下表のとおりNO₂、SPM、SO₂及びPM2.5の項目で環境基準を達成しているが、Oxでは非達成となっている。</p> <p>また、堤根処理センター周辺のダイオキシン類調査における計画地に最も近い調査地点である京町小学校地点の平成30年度測定結果は、環境基準を達成している。</p> <table border="1" data-bbox="550 987 970 1323"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日平均値の98%値または2%除外値</th> <th>環境基準の評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NO₂</td> <td>0.043 ppm</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>SPM</td> <td>0.050 mg/m³</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>PM2.5</td> <td>31.7 μg/m³</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>SO₂</td> <td>0.004 ppm</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Ox</td> <td>0.168 ppm^{注1)}</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.021pg-TEQ/m³注2)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) Oxは昼間1時間値の最高値 注2) ダイオキシン類は年平均値</p>	項目	日平均値の98%値または2%除外値	環境基準の評価	NO ₂	0.043 ppm	○	SPM	0.050 mg/m ³	○	PM2.5	31.7 μg/m ³	○	SO ₂	0.004 ppm	○	Ox	0.168 ppm ^{注1)}	×	ダイオキシン類	0.021pg-TEQ/m ³ 注2)	○	<p>【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行による大気質への影響(二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)の発生)が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 施設の稼働に伴う排ガスの排出による影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。評価項目は、ごみ焼却処理施設で排出濃度の規制や自主基準値等が設けられている項目として二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、塩化水素(HCl)、ダイオキシン類、水銀(Hg)とする。</p> <p>また、微小粒子状物質(PM2.5)については、予測手法が確立していないことから評価項目とせず、現況把握のみを行うものとする。</p> <p>なお、施設関連車両については、計画施設では休日もごみ搬入を行うが、ごみ関係車両台数は平日が最大であり、台数及び走行経路は現況と同様であることから、評価項目として選定しない。</p>
		項目	日平均値の98%値または2%除外値	環境基準の評価																				
NO ₂	0.043 ppm	○																						
SPM	0.050 mg/m ³	○																						
PM2.5	31.7 μg/m ³	○																						
SO ₂	0.004 ppm	○																						
Ox	0.168 ppm ^{注1)}	×																						
ダイオキシン類	0.021pg-TEQ/m ³ 注2)	○																						
悪臭	○	<p>計画地は現在、既存の堤根処理センターが存在しており、ごみの搬入や処理が行われている。既存の堤根処理センターでは、臭気指数について隔年で調査を実施しており、平成28年度の調査結果は、10未満(規制基準:18)となっている。</p>	<p>【工事中】 本事業では、工事にあたって著しい悪臭の発生はないが、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努める。したがって、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 施設の稼働に伴う排ガスの排出及び廃棄物の貯留による影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p>																					
上記以外の大気環境要素	-	<p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働しているが、計画地から上記以外の大気環境要素の発生はない。</p>	<p>【工事中及び供用時】 工事中、供用時とも上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。</p>																					

表 6-3(2) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由または選定しない理由
水	水質 (公共用水域)	<p>計画地周辺の公共用水域水質測定地点である多摩川(六郷橋)、鶴見川(臨港鶴見川橋)における平成30年度のBOD(75%値)は、六郷橋で2.3mg/L、臨港鶴見川橋で1.3mg/Lとなっており、いずれも環境基準を達成している。</p> <p>また、計画地周辺では地下水の継続監視調査地点があり、川崎区堤根でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が環境基準を超過している。</p> <p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働しており、プラント系排水及び生活系排水は、必要な処理を行い、公共下水道へ放流している。また、雨水についても下水道接続しており、水質、底質等の水環境に影響を及ぼす施設等は存在しない。</p>	<p>【工事中】 雨水等の排水は、適正に処理を行った後、公共下水道へ放流する計画であることから、公共用水域の水質に著しい影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 プラント系排水及び生活系排水は、適正な処理を行った後、できる限り施設内で再利用し、排水量の低減に努めるとともに、再利用できない分については公共下水道へ放流する計画であり、公共用水域への放流は行わないため、水質に影響を及ぼすような要因とならない。したがって、評価項目として選定しない。</p>
	水質 (地下水)	<p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働しており、プラント系排水及び生活系排水は、必要な処理を行い、公共下水道へ放流している。また、雨水についても下水道接続しており、水質、底質等の水環境に影響を及ぼす施設等は存在しない。</p>	<p>【工事中】 地下水の水質に著しい影響を及ぼすような工事は行わない。したがって、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 地下水の水質に著しい影響を及ぼすような施設の設置は行わない。したがって、評価項目として選定しない。</p>
	水質 (水温)	<p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働しており、プラント系排水及び生活系排水は、必要な処理を行い、公共下水道へ放流している。また、雨水についても下水道接続しており、水質、底質等の水環境に影響を及ぼす施設等は存在しない。</p>	<p>【供用時】 プラント系排水及び生活系排水は、適正な処理を行った後、できる限り施設内で再利用し、排水量の低減に努めるとともに、再利用できない分については公共下水道へ放流する計画であり、公共用水域への放流は行わないため、水質(水温)に影響を及ぼすような要因とならない。したがって、評価項目として選定しない。</p>
	底質	<p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働しており、プラント系排水及び生活系排水は、必要な処理を行い、公共下水道へ放流している。また、雨水についても下水道接続しており、水質、底質等の水環境に影響を及ぼす施設等は存在しない。</p>	<p>【工事中】 雨水等の排水は、適正に処理を行った後、公共下水道へ放流する計画であることから、公共用水域の底質に著しい影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 プラント系排水及び生活系排水は、適正な処理を行った後、できる限り施設内で再利用し、排水量の低減に努めるとともに、再利用できない分については公共下水道へ放流する計画であり、公共用水域への放流は行わないため、底質に影響を及ぼすような要因とならない。したがって、評価項目として選定しない。</p>
	水象 (水量・流量・流出量)	<p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働しており、プラント系排水及び生活系排水は、必要な処理を行い、公共下水道へ放流している。また、雨水についても下水道接続しており、水象等の水環境に影響を及ぼす要因はない。</p>	<p>【工事中及び供用時】 本事業では、水象(水量・流量・流出量)に影響を及ぼす要因はない。したがって評価項目として選定しない。</p>
	水象 (湧水)	<p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働しており、プラント系排水及び生活系排水は、必要な処理を行い、公共下水道へ放流している。また、雨水についても下水道接続しており、水象等の水環境に影響を及ぼす要因はない。</p>	<p>【工事中及び供用時】 計画地及びその周辺には湧水は確認されていない。したがって評価項目として選定しない。</p>
	水象 (潮流)	<p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働しており、プラント系排水及び生活系排水は、必要な処理を行い、公共下水道へ放流している。また、雨水についても下水道接続しており、水象等の水環境に影響を及ぼす要因はない。</p>	<p>【工事中及び供用時】 本事業では、水象(潮流)に影響を及ぼす要因はない。したがって評価項目として選定しない。</p>
	上記以外の水環境要素	<p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働しており、プラント系排水及び生活系排水は、必要な処理を行い、公共下水道へ放流している。また、雨水についても下水道接続しており、水象等の水環境に影響を及ぼす要因はない。</p>	<p>【工事中及び供用時】 工事中、供用時とも、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。</p>

表 6-3(3) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由または選定しない理由
土	地形・地質 (土砂流出、崩壊、斜面安定)	-	計画地は川崎区の北西端及び幸区の南端に位置し、現在は既存の堤根処理センターが存在している。計画地及びその周辺は、概ね平坦な地形となっており、重要な地形・地質はない。	【工事中及び供用時】 本事業は、既存の廃棄物処理施設を解体し新たな施設を建設するものであり、地形・地質に影響を及ぼすような斜面は現れない。したがって、評価項目として選定しない。
	地盤 (地下水位、地盤沈下、変状)	○	計画地は川崎区の北西端及び幸区の南端に位置し、現在は既存の堤根処理センターが存在している。計画地周辺の平成26～30年度までの4年間の年間沈下量は、最大で-9.1mmとなっており、いずれの地点においても地盤沈下の目安とされている年間沈下量20mm以上の沈下はみられない。	【工事中】 工事に際しては地下水の流入を防止するため遮水性の高い山留壁等の設置を行い、地下水位の低下や地盤沈下が生じないように配慮することから、地下水位及び地盤沈下については評価項目として選定しない。 なお、ごみピット等の地下掘削を伴う工事に際しては山留壁等の設置を行うが、計画地南東側及び南西側はJR東海道本線等の鉄道と接していることから、地盤変状を評価項目として選定する。 【供用時】 本事業では、地下水の揚水などは行わない。したがって、評価項目として選定しない。
	土壌汚染	○	計画地は、昭和54年3月に既存の堤根処理センター(600t/24h)が建設され、現在に至っている。「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく汚染区域に指定されている地点は計画地内にはない。また、これまで、計画地内において特定有害物質等が漏洩した事実は確認されていない。	【工事中】 既存の廃棄物処理施設の解体撤去工事等に伴い土壌の搬出の可能性があり、土壌汚染への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 【供用時】 廃棄物処理施設の稼働による影響については、水密性のコンクリートを使用するなど有害物質等の漏えいを防止するための対策を、排ガスの排出による影響については、排ガスに含まれる汚染物質を抑制するための各種対策を講じる計画であり、影響を及ぼす要因とならないと考えられることから、評価項目として選定しない。
生物	植物	-	計画地は、現在、既存の堤根処理センターが存在しており、計画地内にはまとまった植生等がなく、生物の生息環境としては貧弱である。	【工事中及び供用時】 本事業は、既存の廃棄物処理施設を解体し新たな施設を建設するものであり、植物、動物に影響を及ぼすような要因はない。したがって、評価項目として選定しない。
	動物			
	生態系			
緑	緑の質	○	計画地は、現在、既存の堤根処理センターが存在しており、まとまった緑は存在しない。 計画地の北西側から南西側の市道は、グリーンベルト等が整備されている。また、計画地の一部は、川崎駅周辺地区緑化推進重点地区となっている。 計画地近傍の公園、緑地等としては、計画地西側の尻手公園や計画地南東側の下並木公園、計画地東側の上並木公園等が存在している。 計画地の周辺は、戸建住宅、集合住宅のほか、商業用地や学校等の文教・厚生用地など、様々な土地利用がなされており、樹林地、農地等はみられず、まとまった緑地等は少ない状況となっている。	【供用時】 本事業では、新たに緑地を設け、緑の回復・育成を行う。したがって、評価項目として選定する。
	緑の量			

表 6-3(4) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由または選定しない理由
騒音・振動・低周波音	騒音	計画地及びその周辺における主な騒音及び振動の発生源としては、稼働中である既存の堤根処理センターのほか、県道川崎町田線や一般国道15号等を走行する自動車交通、JR東海道本線やJR京浜東北線、JR南武線等の鉄道などがあげられる。また、計画地及びその周辺における主な低周波音の発生源としては、稼働中である既存の堤根処理センターがあげられる。	<p>【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行による騒音の影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 施設の稼働による騒音の影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p> <p>なお、施設関連車両については、平日は現況と同様であり、休日は著しく増加しないことから、評価項目として選定しない。</p>
	振動		<p>【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行による振動の影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 施設の稼働による振動の影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p> <p>なお、施設関連車両については、平日は現況と同様であり、休日は著しく増加しないことから、評価項目として選定しない。</p>
	低周波音		<p>【工事中】 著しい低周波音を発生する建設機械や工法を採用しない。したがって、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 本事業は大型の送風機やボイラなどを設置し24時間稼働する施設であることから、施設の稼働による低周波音の影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p>
廃棄物等	一般廃棄物	<p>計画地は、既存の堤根処理センターが稼働している。既存施設からの一般廃棄物としては、焼却に伴う焼却灰及び焼却飛灰が発生するが、これらについては、浮島埋立事業所にて適正に埋立処分されている。</p> <p>産業廃棄物については、通常運転時には発生はなく、定期メンテナンス時に廃油等が発生する程度である。</p>	<p>【供用時】 施設の稼働に伴い一般廃棄物（焼却灰、焼却飛灰）が発生するため、その影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p>
	産業廃棄物		<p>【工事中】 既存施設の解体撤去工事及び計画建物の建設工事により産業廃棄物が発生するため、その影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 施設の稼働に伴う産業廃棄物は、通常運転時に発生はなく、定期メンテナンス時に廃油等が発生する程度である。したがって、評価項目として選定しない。</p>
	建設発生土		<p>【工事中】 工事に伴い建設発生土が発生するため、その影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p>

表 6-3(5) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由または選定しない理由
構造物の影響	景観 (景観、圧迫感)	○ 計画地は、現在、既存の堤根処理センターが存在しており、建物の高さ約30m、煙突高さは約85mとなっている。 計画地周辺における建物の状況としては、計画地近傍は北西側及び北東側の一部に戸建住宅や中層住宅がみられるが、その他は鉄道、余熱利用市民施設等となっている。	【供用時】 建物や煙突といった建築物の存在による景観の変化が考えられる。したがって、評価項目として選定する。なお、圧迫感については、現状ですでに既存の施設があり、建物規模は同程度となることから選定しない。
	日照阻害	○ 計画地周辺をみると、戸建住宅、集合住宅のほか、商業用地や学校等の文教・厚生用地など、様々な土地利用がなされており、低層・中層及び高層の建築物が混在している。	【供用時】 建物や煙突といった建築物の存在による日照阻害が生じる可能性がある。したがって、評価項目として選定する。
	テレビ受信障害	○	【供用時】 建物や煙突といった建築物の存在によるテレビ電波の受信障害が生じる可能性がある。したがって、評価項目として選定する。
	風害	-	【供用時】 計画建物は既存の廃棄物処理施設と同様の配置であり、また、建物高さは最高で40m程度であり、既存の建物と比べ突出した高さにはならない。また、現状において周辺住民から風害に関する苦情等はない。さらに、住宅に面する敷地境界については高木を中心とした植栽を行う計画であることから、著しい影響はないと考えられる。したがって、評価項目として選定しない。
地域社会	コミュニティ施設	- 計画地周辺のコミュニティ施設としては、隣接する堤根処理センターの余熱利用市民施設である「ヨネッティー堤根」があり、その他、南側約150mに「川崎中学校」、東側約150mに「川崎市視覚障害者情報文化センター」が存在する。	【工事中及び供用時】 本事業は、既存の廃棄物処理施設の建替を行うものである。また、現在余熱の供給を行っているヨネッティー堤根の温水プールについては、工事期間中はボイラにより利用を継続していくとともに、本施設の供用後は、現状と同様に熱供給を行う計画であり、コミュニティ施設の持つ機能に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。
	人と自然とのふれあい活動の場	- 計画地周辺には、人と自然とのふれあい活動の場となる公園緑地等はない。	【工事中及び供用時】 本事業は、既存の廃棄物処理施設の建替を行うものであり、人と自然とのふれあい活動の場の持つ機能に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。

表 6-3(6) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 (有○、無-)	現況の概要			選定理由または選定しない理由				
地域社会	地域交通 (交通混雑、交通安全)	○	<p>計画地周辺の交通の状況は、計画地の北西側に一般国道1号が、南東側に一般国道15号がある。</p> <p>平成27年度の交通センサス調査結果によると、最寄りの調査地点である県道川崎町田線(地点番号:Q60150)では、昼間12時間交通量合計は26,450台、大型車混入率は18.1%となっている。</p>			<p>【工事中】</p> <p>工事用車両の走行による地域交通への影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>なお、施設関連車両については、平日は現況と同様であり、休日は著しく増加しないことから、評価項目として選定しない。</p>				
	地域交通 (地域分断)	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名 (区間番号)</th> <th>12時間 交通量</th> <th>大型車 混入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道川崎町田線(Q60150)</td> <td>26,450台</td> <td>18.1%</td> </tr> </tbody> </table>	道路名 (区間番号)	12時間 交通量	大型車 混入率	県道川崎町田線(Q60150)	26,450台	18.1%	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>本事業は既存の廃棄物処理施設の建替を行うものであり、交通経路に影響を与える要因はない。したがって、評価項目として選定しない。</p>
	道路名 (区間番号)	12時間 交通量	大型車 混入率							
県道川崎町田線(Q60150)	26,450台	18.1%								
歴史的 文化的遺産	-	<p>計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地及び指定史跡・指定文化財は存在しない。</p> <p>計画地南西側約800mの位置には、横浜市地域文化財である「市場一里塚」がある。</p>			<p>【工事中】</p> <p>計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地及び指定史跡・指定文化財は存在しない。また、工事の実施により計画地外の改変は行わない。したがって、評価項目として選定しない。</p>					
安全	火災、爆発、 化学物質の 漏洩等	○	<p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働している。既存施設において、有害物質が漏洩した事実は確認されていない。</p> <p>また、計画地周辺には、住宅用地及び集合住宅のほか、鉄道や大規模事業所等が存在している。</p>			<p>【工事中】</p> <p>工事中は、消防法に基づく危険物等の取り扱いはない。したがって、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】</p> <p>排ガス処理などに伴い薬品等の化学物質を取り扱うことから、評価項目として選定する。</p>				
	温室効果ガス	○	<p>計画地は、現在、既存の堤根処理センターが稼働している。既存施設からは、ごみの処理に伴う温室効果ガスの排出があるが、余熱を所内の給湯等に利用するとともに、発電設備を設置することや、隣接施設へエネルギー供給するなど、エネルギーの有効利用を図っている。</p>			<p>【供用時】</p> <p>施設の稼働(ごみの焼却)に伴う温室効果ガスの排出、エネルギーの使用及び熱回収があり、温室効果ガスの発生・削減による影響が考えられることから評価項目として選定する。</p>				